

監査公告第 3 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による消防本部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 5 月 25 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

消防本部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和2年4月10日から令和2年5月11日まで

第3 監査の対象

消防総務課、予防課、警防課、消防署、大聖寺分署、片山津分署、山代分署、山中分署

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 消防水利の整備について、計画性、妥当性が確保されているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。

(聴取内容の主な項目は別記のとおり)

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の財務に関する事務をはじめ、行政事務の執行、物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導した。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・防火水槽の整備計画について、次のとおり意見を付す。

今年度、着手される防火水槽の整備計画については、最も懸念される老朽化対策だけでなく、耐震化や小規模施設の対応、国の支援制度の有効活用などを視野に入れ、中長期の計画を策定されるよう努めていただきたい。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

消防本部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 消防職員の定数改正について
2. 自動車運転免許制度の改正に伴う対応について
3. 消防団員について
4. 消防水利の状況について
5. 防火水槽の整備計画について
6. 消防職員の取得免許情報の管理について
7. 消防本部の決裁規定について